

議第156号

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4項第2号中「1,340」を「2,270」に改め、同項第3号中「3,220」を「3,200」に、「10,900」を「10,200」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。